

全国版 今こそ滋賀を旅しよう！

宿泊事業者マニュアル

(Ver.5)



1 全国を対象とした観光需要喚起策(全国旅行支援)について

■ 1 概要

国は、地域観光をより一層強力に支援するため、地域観光事業支援における需要創出支援として、全国を対象とした観光需要喚起策（全国旅行支援）を実施することとしました。

需要創出支援とは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)（以下「感染症」という。）拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、地域的な感染の拡がりを抑制しつつ、都道府県において、地域の観光資源の魅力の再発見など、将来的な訪日外国人旅行者の誘致に寄与するために、補助対象事業者である都道府県が実施する旅行商品や宿泊サービスに対する補助及び旅行期間中に使用可能なクーポン券等(以下、「クーポン券」という)の付与のために必要な費用を支援する事業です。

全国版 今こそ滋賀を旅しよう！（以下「本事業」という。）は、滋賀県を目的とする旅行商品や宿泊サービス(滋賀県民の県内旅行を含む)に対する補助および地域限定で旅行期間中に使用可能なクーポン券を付与し、感染症拡大の影響により落ち込んだ旅行需要の喚起、県内観光関連事業者への支援を目的に実施します。

■ 2 事業実施期間

令和5年1月10日(火)宿泊～令和5年6月30日(金)宿泊

(令和5年7月1日(土)チェックアウトまで)

ただし、修学旅行は令和5年5月31日（水）宿泊までの旅行商品が補助対象となります。

なお、令和5年4月29日(土)～令和5年5月7日(日)(令和5年5月8日(月)チェックアウト)の期間は全商品補助対象外となります。

※参考：旅行会社が取り扱う受注型企画旅行は令和5年4月28日（金）宿泊までの旅行商品が補助対象となります。

※事業実施期間でも事業予算額に達した際は終了とするほか、事業実施期間内でも感染症拡大の状況が悪化した場合や、感染防止対策のために特別な措置を講じる必要が生じた場合は、事業を一時的に停止または中止等することがあります。

■ 3 補助金交付額

補助金は、旅行代金・宿泊料金（以下「旅行代金等」という。）に対して負担軽減を目的として補助をする販売補助金と旅行先で幅広く利用できるクーポン券の2つ（以下総称して「補助金」という。）が一体となって構成されています。

	補助金			
	販売補助金額		クーポン券金額	
	金額	上限	平日	休日
宿泊のみ	旅行代金等の 総額20%	1人1泊 3,000円	2,000円	1,000円

※令和5年12月27日(火)以降に予約がなされた対象宿泊商品を対象とします。

なお、延長期間分(3月31日～6月30日)は、令和5年3月24日(金)以降に予約がなされた対象宿泊商品を対象とします。

※宿泊料金が1人1泊あたり5,000円以上の場合、地域クーポン券を上乗せします。

【上乗せ金額】～3月30日(木)宿泊まで(3月31日(金)チェックアウトまで)

1人1泊あたり2,000円

3月31日(金)宿泊～6月30日(金)宿泊(7月1日(土)チェックアウトまで)

1人1泊あたり1,000円

※ご参考：旅行事業者が扱う商品も、延長期間分の令和5年3月24日(金)以降の予約は上乗せ対象となりません。

ただし、上乗せ分の予算が上限に達した場合、事業期間中でも終了します。

<最低旅行代金等>

平日3,000円 休日2,000円(1人1泊当たり)

※旅行代金等が上記を下回る商品は補助金の対象となりません。

旅行代金÷(宿泊数×人数)。無料乳幼児も人数に含む。

※平日と休日の定義

宿泊を伴う旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日(土曜・日曜・祝日)の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外は「平日」として扱う。

<販売補助金算出における考え方>

例：旅行代金総額…80,000円 1泊2日 大人2人、こども1人、無料乳児1人

※詳しくは「STAY NAVI」コールセンターにお問い合わせ下さい。

step 1

旅行代金総額の
人泊割り
(無料乳幼児も含む)]

例：80,000円÷4
=20,000円
(1人1泊あたり20,000円)

step 2

① 1人1泊あたりの
宿泊代金に20%をかける
② 1人1泊あたりの
販売補助金額と比較する

例：①20,000円×20%
=4,000円
②上限額 3,000円

step 3

①と②を比べて
金額の低い方が
実際の販売補助金

例：4,000円と3,000円を比較して
金額の低い3,000円が
実際の1人あたりの販売補助金
合計：3,000円×4 = 12,000円

<クーポン券（しが周遊クーポン）>

1人1泊当たり 平日 2,000円 休日 1,000円

※宿泊料金が1人1泊あたり5,000円以上の場合、クーポン券を上乗せします。

3月30日(木)宿泊までは2,000円、3月31日(金)以降宿泊は1,000円となります。

※有効期限はチェックイン日からチェックアウト日の23：59までとなります。

<利用泊数の制限>

1旅行予約単位で7泊分まで

<利用回数の制限>

なし

<補助金交付の条件> ※令和5年5月8日（月）以降に出発する旅行商品の条件です

旅行者が販売補助額およびクーポン券（しが周遊クーポン）の適用を受けるには、**本人、居住地が確認できる書類**を提示してください。

※チェックイン時に「宿泊者確認書」を提出が必要です。ただし旅行事業者対面販売の場合は不要です。「全国版今こそ滋賀を旅しよう！」利用者向けホームページに掲載

重要：ワクチン接種歴や検査結果が陰性であることを確認する条件は廃止になりました。

ただし4月28日より前に同条件を満たしていないことを理由に、補助対象外として予約、販売している予約記録・宿泊者は5月8日以降の宿泊であっても補助対象とすることはできません。

<販売補助金の対象となる商品>

宿泊施設で提供される宿泊サービスを含む商品である必要があります。ただし、宿泊サービスのうち、宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デイクース）であるものは除きます。

※P5記載「4 参画事業者が遵守すべき事項」を遵守せずに造成された不適切な商品は対象外です。

<販売補助金の対象とする商品の基準・考え方>

①換金目的や換金性の高いものを含まない商品であること。

換金性の高いものとは次のとおりです。

- ・金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）

※ただし、金券類のうち、次の条件をすべて満たすものについては、旅行商品に含めることが可能です。

(ア)金券の用途となる物品またはサービスが、具体的に証票、電子機器その他の物に記載または電磁的な方法で記録されていること。

(イ)記載されたその用途が、具体的に1つに特定または限定された複数の用途から旅行者が選択して1つに特定できるものであること。

(ウ)記載されたその用途が、当該旅行目的地に相応であること。

(エ)その使用が、当該商品の旅行目的地内、かつ旅行期間内に限ること。

- ・収入印紙や切手

②商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。

③商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。

（おおよそ2倍まで）

④旅行者自身が旅行期間中に購入または利用するものであること。

⑤行程に国外の地域が含まれないこと。

⑥ライセンスや資格の取得を目的としないもの。

⑦上記①～⑥のほか、商品として不適切と認めるものは対象としない。

<対象外とする商品例（代表的なものを例示）>

商品全般

- ・各種資格取得講習付き商品(ダイビング、運転・操縦免許等)
- ・接待などのコンパニオン付き宴会を伴う商品
- ・宿泊先から後日自宅にお土産等が宅配で届くサービスが付いた商品
- ・通常の宿泊料金を著しく超える物品（例：宿泊施設で販売をしている高級和牛肉など）
付きの商品 等

■ 4 参画事業者が遵守すべき事項

次のいずれにも適合すると認められるときは、参画事業者としての登録を認め、かつ参画事業者はそれらを遵守するものとします。

(1)本マニュアルを含む規程類やそれらに関連して発信されるすべての情報（事務連絡を含む）等に従うこと。

適宜更新をする場合があるので、必ず最新のものを確認し、それに従うこと。

(2)以下の項目を順守すること

- ①旅行者全員の本人確認および居住地の確認が必要となるので、旅行者への適切な周知と必要に応じてその役割を担うこと。
- ②旅行事業者が対面で販売した場合以外はチェックイン時に「宿泊者確認書」が必要となるので、旅行者への適切な周知と必要に応じてその役割を担うこと。
- ③本事業の補助金の対象となる商品を販売する旅行事業者からの『補助対象の予約である旨』『クーポン配布対象となる人数』等の通知の有無を確認すること。
- ④旅行事業者、宿泊事業者の責により、クーポン券（しが周遊クーポン）の誤配布が起こった場合における旅行者への対応および配布済のしが周遊クーポン回収の責は、その旅行事業者、宿泊事業者が負うものとする。
- ⑤全ての参画事業者は、関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- ⑥販売補助金とクーポン券（しが周遊クーポン）が一体とならないような補助金の交付を行わないこと。
- ⑦架空予約や実態のない予約など、旅行や施設の予約の捏造等をしないこと。
- ⑧旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、旅行において定められた行程の全部または一部を意図的に参加しないような行為のほう助や教唆等をしないこと。
- ⑨旅行代金等の水増しなど、補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。
- ⑩本事業以外の国または地方自治体の補助金等の交付を受けている場合で、本事業による補助金の金額との合計が販売価格（税およびサービス料を含む。以下同じ。）を超えるもの（国または地方自治体の補助金等が重複するもの）については、その超える部分は対象外です。
- ⑪通信会社の都合等により、しが周遊クーポンを用いたサービスが利用できない場合、県・ビューローおよび全国版 今こそ滋賀を旅しよう！事務局は一切その責任を負いません。
- ⑫利用者と参画事業者間で生ずるいかなるトラブルについても県・ビューローおよび全国版 今こそ滋賀を旅しよう！事務局は一切責任を負いません。利用者が本事業の適用条件を満たさないことにより、事業者の規定に基づく取消料や割引差額が生じた場合は、利用者の負担とします。
- ⑬補助金の申請にあたっては、旅行事業者の造成する商品や宿泊事業者の提供する宿泊商品が本事業の定めに適合していることを担保することのみならず、本事業の旅行者が本事業に定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者による注意をもって取り扱うこと。
- ⑭反社会的勢力の排除
 - (ア)自己または自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - i .暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ii .暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - iii .暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - iv .自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - v .暴力団または暴力団員に対して賃金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - vi .暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - vii .暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (イ)(ア)の ii .～vii .までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人であってはならない。

■ 5 チェックイン時の対応 ※令和5年5月8日（月）以降の宿泊の場合

1 チェックイン時の補助対象の宿泊者全員の本人および居住地確認、宿泊者確認書の受領について

チェックイン時に下記①～②の対応が必要です。

① 本人、居住地が確認できる書類の提示・確認（補助対象宿泊者全員分）

② 宿泊者による「宿泊者確認書」の記入の依頼と受領

お客様がお持ちでない場合は「全国版 今こそ滋賀を旅しよう！」利用者向けホームページからダウンロードし、記入の依頼をお願いします。



◆旅行事業者が対面で販売した場合、「宿泊者確認書」の受領は不要です。

（旅行販売時に「同意確認書」にて同意を得ています。）



「宿泊者確認書」の要不要については、旅行事業者にその旨の通知を依頼しております。

※①の確認ならびに②の受領ができない宿泊者は、割引補助およびしが周遊クーポン配布対象外となります。

2 しが周遊クーポンの発行

①クーポン発行用システム(regionPAY aLPHa)の管理画面よりクーポン発行し、手交してください。

②クーポン発行の対象は、宿直、非対面販売旅行事業者(OTA、コールセンター等)となります。

上乗せ分の発行もお願いします。対面販売(店頭等)、団体旅行、学校団体、日帰り旅行、は旅行事業者でクーポンを発行し、お客様に手交いたします。

③しが周遊クーポンは予約受付後（旅行事業者から依頼の場合は通知確認後）、**速やかに**発行してください。

※クーポン発行についての詳細は「regionPAY aLPHa 管理画面マニュアル」にてご確認ください。

※旅行事業者には、宿泊事業者等に対して『補助対象の予約である旨』『クーポン発行済である旨とその人数』または『クーポンの発行依頼およびクーポン配布対象となる人数』を通知してください。」とマニュアルに掲載しています。

チェックイン時は、旅行会社からの通知、最終日程表や予約完了画面等をご確認いただき、確実な「しが周遊クーポン」の配布をお願いします。最終日程表や予約画面等が提示できない場合は、必ず旅行事業者にご確認いただいたのち、クーポンの配布をお願いします。

3 旅行事業者への報告

チェックイン時の宿泊者全員の本人確認、居住地の確認ができず、「販売補助額・クーポン配布対象外」となった場合は、速やかに旅行事業者への報告をお願いします。

■ 6 STAY NAVIによる操作につきまして

詳細につきましては、「全国版 今こそ滋賀を旅しよう！ 宿泊施設直接予約限定STAY NAVI操作マニュアル」をご確認ください。

1. 参加申請
2. 受付開始までの作業
3. 管理画面について
4. 宿泊予約の流れ
5. 宿泊割引クーポン代理発行のための事前準備
6. 宿泊割引クーポンの代理発行方法
7. チェックイン時の流れ
8. 宿泊割引クーポンの変更・修正方法
9. 精算の流れ
10. 問い合わせ先



【STAYNAVI 配布資料】マニュアル・動画リンク

・STAYNAVI滋賀県版マニュアル

https://gotoinfo.staynavi.direct/wp-content/themes/goto/bundles/pdf/shiga_zenkoku_vado_manual.pdf?t=1665283556



・自動入力ロボ(RPA)過去ウェビナー動画

※運用は各都道府県により異なります。参考として御覧ください。
<https://www.youtube.com/watch?v=CFeovMli6vs>



お問い合わせ先

全国版 今こそ滋賀を旅しよう！
「STAYNAVI」施設向け
サポートセンター連絡先

☎ 050-3119-6756

時間：平日10:00-17:00

滋賀県宿泊施設マニュアル



■ 7 その他

1) 本事業に関する帳簿及び証拠書類について

参画事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から10年間保管しておくこと。

2) 本事業に関する関係書類の提出について

参画事業者は、補助金の事務処理にあたって、滋賀県、全国版 今こそ滋賀を旅しよう！事務局、株式会社ピアトゥーが必要として指定した書類の一切を提出すること。

3) 補助金の取消し

規定類に違反した場合や不正な申請を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。補助金を交付した後においても適用します。

4) 補助金の返還

補助金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、その返還を命じます。命令を受けた場合は指定する期日までに、補助金(販売補助金)を返還しなければなりません。

5) 本事業における登録の取消し

規定類に違反した場合や不正な請求を行った場合は、本事業における登録を取り消します。

6) 状況報告及び調査

不正利用の防止等必要に応じて参画事業者から報告を求め、又は調査を行うことがあります。

■ 8 問い合わせ先

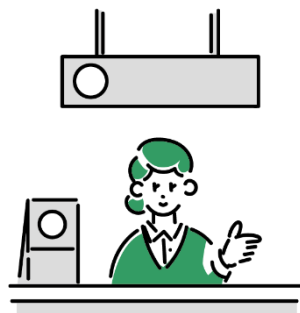
<全国版 今こそ滋賀を旅しよう！の制度や内容>

全国版 今こそ滋賀を旅しよう！コールセンター(平日10:00~17:00)

【事業者専用】

☎ : 0570-666-587

✉ : jigyouya@tabishiga.com



■ 8 更新履歴

Ver	更新日	更新内容
Ver.1	2022/10/6	新規作成
Ver.2	2022/11/29	<p>P1：実施期間の変更</p> <p>P5：4.参画事業者が遵守すべき事項⑦「但し、日帰り旅行商品をの除く」を削除</p> <p>P7：[事業の最終日翌日までのいずれか早い方が有効となります。]、「地域クーポン手交前の必須事項」、【12月27日(火)宿泊のお客様対応につきまして】を掲載 「クーポン追加依頼表」のURL、パスワード案内を掲載</p>
Ver.3	2022/12/28	<p>2023.1月開始事業内容への変更</p> <p>P1～3:事業内容詳細、ワクチン接種歴等の適用条件</p> <p>P5：「4 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項」から「4 参画事業者が遵守すべき事項」に変更。 併せて、項目の追加、変更</p> <p>P6～7:宿泊当日確認項目、地域クーポン券発行</p> <p>P8：STAYNAV マニュアルURL、QRコード掲載</p>
Ver.4	2023/3/23	<p>P1：事業実施期間の変更</p> <p>P2：最低旅行代金の対象人数を修正</p> <p>P3：しが周遊クーポン上乗せについて、旅行事業者も対象となる旨、追記</p> <p>P7：しが周遊クーポンの発行について③追記</p>
Ver.5	2023/4/28	<p>P1:感染防止対策に関する表記を削除</p> <p>P3:補助金交付の条件の変更（ワクチン接種歴等の条件を削除）</p> <p>P5:②（ワクチン接種歴等の条件を削除）④文言の修正</p> <p>P6:ワクチン接種歴等の条件を削除、P6～7を1ページに集約</p> <p>P8:6)感染防止対策を削除</p>